

四国中央市空家等対策計画の実施状況について

(1) 空家法第14条等の施行について

平成29年2月から30年1月まで 助言・指導 4件(6棟)

(構造別) 木造瓦葺平家建て 5棟  
木造瓦葺2階建て 1棟

(措置別) 措置完了 6棟  
措置未了 0棟

(詳細は非公開協議時に報告)

(2) 四国中央市老朽危険空家除却補助金の交付について

平成28年秋分	3棟	1,703千円(完了)
平成29年春分	20棟	12,000千円(完了)
平成29年秋分	10棟	6,244千円(2月末までに完了予定)
計	33棟	19,947千円

(3) 全国版空き家バンクについて

えひめ空き家情報バンク(当市)の現況

- \* 愛媛ふるさと暮らし応援センター(公益財団法人えひめ地域政策研究センター)が移住促進ツールとして運営。総務省が地域振興対策(過疎対策)として主導。
- \* 同センターと宅建業団体(全宅・全日)との間で運用協定を締結。
- \* 顧客の依頼を受けた宅建業者が物件を把握、物件情報をアップする。
- \* 交渉・契約については宅建業法に基づき宅建業者が仲介する。

各地の空き家バンクの現況

- \* 国交省が平成29年6月に1,788自治体にアンケート調査、1,365団体が回答、423団体は回答なし。
- \* 空き家バンク設置済は763団体(回答団体の56%)、今後予定は276団体(同20%)、設置予定なしは305団体(同22%)、無回答は21団体(同2%)。
- \* 調査時点で売買物件の登録0件が9.9%、賃貸物件の登録0件が25.3%。
- \* 開設以来の累計成約件数0件が17.3%。

#### 全国版空き家バンクの概要

- \* 空家・空地等の需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出等により、空家・空地等の流動性を高め、有効活用を推進するため、国交省（不動産課）が構築、平成 29 年 10 月から不動産情報業者 2 社（アットホーム、ライフル）が各々にサイトを立ち上げ、別個に提供する。
- \* 平成 29 年 12 月 15 日時点の全国の自治体の導入率は 18.6%（332 団体）
- \* 旧来の移住系空き家バンクを集約して一元化したものではなく、実態としては全国版として立ち上げられた 2 つのサイトと旧来のサイトが並存する。

#### 当市導入の場合の課題

- \* 市内又は近隣都市との需給調整ツールとしての活用を進める必要がある。
- \* 登載希望者の受付、宅建業法重要事項をはじめ物件情報の確認、サイトの管理などを誰が行うのか。その費用はどう賄うのか。
- \* 低額に留まる仲介手数料で宅建業者が対応できるのか。
- \* 代替ツールとの比較や費用対効果を検討する必要がある。

#### （４）全国空き家対策推進協議会について

本協議会は、全国の市区町村において発生する空き家問題に係る情報の交換・共有、民間事業者や法務、不動産等の専門家等と連携し、対応策の協議・検討、及び実践的な空き家対策について政策提言等を行うことを目的としております。

〔 設立 〕 H29.08.31 設立

〔 正会員 〕 907 市区町村、47 都道府県 H29.08.31 設立  
会 長： 岡山県総社市長（全国市長会経済委員長）  
副会長： 京都府井手町長

〔 協力会員 〕

日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人不動産協会、公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、一般社団法人不動産流通経営協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国住宅産業協会、一般社団法人信託協会、全国賃貸管理ビジネス協会、一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

〔顧問〕

国立研究開発法人建築研究所、国土交通省国土技術政策総合研究所

〔部会構成〕

\* 企画・普及部会

25 市町村 4 都県ほかで部会を構成（当市参加）

部会長 総社市（会長市）

H29.11.06 第 1 回企画・普及部会（開催地：東京都）

H30.02.21 第 2 回企画・普及部会（開催地：東京都）

\* 所有者特定・財産管理制度部会

\* 空き家バンク部会

（５）空家対策啓発冊子について

別添のとおりです。